

平成24年度林野庁補助事業

地域材供給倍増事業（木材のトレーサビリティの確保）

平成24年度

違法伐採対策・合法木材普及推進事業

総括報告書

平成25年3月

社団法人 全国木材組合連合会

財団法人 林業経済研究所

国際環境NGO FoE Japan

はじめに

この報告書は平成24年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため平成18年度から「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできた。その結果、現在では140以上の合法木材供給事業者認定団体が約8,800の事業者を合法木材供給事業体として認定しており、全国どこでも合法性等が証明された木材を入手する体制が整ってきた。その結果、この制度は、グリーン購入法のみならず、林野庁・国土交通省の助成事業の条件として活用されるようになってきた。

今年度は引き続き、一般企業・消費者等に対して、違法伐採対策の重要性や合法木材の普及拡大を行ない、また、信頼性を高めるためのモニタリングシステムに関する検討など、事業者認定団体と連携して事業を実施したところである。なお、今年度の事業は、当会と(財)林業経済研究所、国際環境NGO FoE Japanの3団体で実施したものである。

本報告書が今後の違法伐採問題に関する業界と消費者・調達者の連携した取組の一助となることを期待している。

平成25年3月

社団法人全国木材組合連合会
会長 吉 条 良 明

平成24年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業

総括報告書 目次

はじめに

第1章 概要	1
1. 平成24年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」（木材のトレーサビリティの確保）の骨子	1
2. 取組の成果と報告書の構成	1
（年間スケジュール表）	
第2章 委員会の開催	5
1. 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会、専門委員会の位置づけ ..	5
2. 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会、専門委員会の概要	6
（1）違法伐採対策・合法木材普及推進委員会	6
（2）違法伐採対策・合法性証明木材推進専門委員会	10
第3章 合法木材普及事業	18
1. 事業の趣旨と目的	18
（1）合法木材供給体制の概況	18
（2）平成23年度における合法木材の取扱実績	18
2. 民間企業、一般消費者等への普及	20
（1）民間企業等を対象としたセミナーの開催、展示会への出展等の普及活動	20
（2）国内外の関係者を交えた国際セミナーの開催	31
（3）合法木材に関する情報窓口の設置	34
3. 合法木材供給の信頼性向上の取組	39
（1）認定団体・供給事業者を対象とした説明会の開催	39
（2）証明のモニタリング等の実施	41
巻末資料	48
1 平成24年度「違法伐採木材対策・合法木材普及推進事業」の進め方について	
2 違法伐採対策合法証明木材等に関する国際セミナー2012プログラム	
3 合法性が証明された木材・木材製品の表示についての検討資料	

関係報告書一覧

第1章 概要

1 平成24年度「違法伐採対策事業・合法木材普及推進事業」（木材のトレーサビリティの確保）の骨子

違法伐採問題に効果的に対応するため、平成18年以来木材業界は合法性等の証明された木材・木材製品（以下、「合法木材」という。）の供給体制の整備に取り組んできた。その結果、現在では140以上の合法木材供給事業者認定団体（以下、「認定団体」という。）が8,800を超える事業者（平成25年3月現在）を合法木材供給事業者（以下、「供給事業者」という。）として認定しており、全国どこでも合法性等が証明された木材を入手する体制が整っている。この結果、平成22年に施行された公共建築物等の木材利用促進に関する法律の施行にともない、基本方針の中で合法木材の利用推進が位置づけられ、国土交通省の地域型住宅ブランド化推進事業等の中で合法木材利用が助成額上積の条件になっているなど、グリーン購入法のみならず、合法木材の利用を促進する仕組みができてきている。このような中で供給体制の信頼性向上とその普及啓発がきわめて重要な課題となっている。このため、①違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の開催、②需要者・消費者に対する普及啓発事業、③木材の合法性証明の信頼性向上事業を、社団法人全国木材組合連合会（以下、「全木連」という。）、財団法人林業経済研究所（以下、「林経研」という。）、国際環境 NGO FoE Japan（以下、「FoE」という。）を実施主体として実施した。

2 取組の成果と報告書の構成

（1）委員会の開催（第2章）

昨年度に引き続き、本事業の実効性の確保と効果的な推進のため、「違法伐採対策・合法木材普及推進委員会」を設置し、平成24年7月及び平成25年3月に2回開催した。委員会の内容と議事要旨を掲載している。また、委員会の下に合法木材ラベリングを通じた情報提供や信頼性向上の方法を検討する違法伐採対策・合法性証明木材推進専門委員会を設置し、平成24年10月及

び平成25年2月に2回開催した。専門委員会の内容と議事要旨を掲載している。

(2) 合法木材普及事業 (第3章)

ア 民間企業、一般消費者等への普及

(ア) 需要側企業に対する合法木材利用促進の働きかけ (FoE)

合法木材の一層の利用促進を図るため、木材需要企業や最終消費者の認知度を向上することが不可欠であることから、最終消費者を顧客とするチェーンストア、総合スーパーや業界団体を対象に、合法木材に対する調達方針の策定など即効性のあるアクションに繋がる実務的な情報提供の場を持った。また、小売業を主な対象とした企業向けセミナーを東京で開催した。

(イ) 展示会への出展等の普及活動 (全木連)

首都圏で開催される大規模展示会出展や、全国28の認定団体の協力を得て、各地で開催される木材フェアなどに参加して、地方自治体関係者や一般消費者に対し合法木材の普及啓発を図った。

(ウ) 国内外の関係者を交えた国際セミナーの開催 (全木連)

我が国の業界団体による合法性証明の仕組みを海外の関係者へ伝えるため、国際熱帯木材機関 (ITTO) の理事会にあわせ、平成24年11月に横浜市で開催した。

(エ) 合法木材に関する情報窓口の設置 (全木連)

合法木材ナビホームページが、合法木材の供給者及び需要者双方に対する最新情報の提供窓口として機能するため、供給事業者・認定団体の情報を正確・迅速に掲載した。また、供給者側、需用者・調達者側からの問い合わせ等に迅速に対応するとともに、多くの人に見ていただくような情報提供を行った。

イ 合法木材供給の信頼性向上の取組

(ア) 認定団体・供給事業者を対象とした説明会の開催 (全木連)

合法木材供給事業者の認定団体を対象とした中央研修会を9月に開催し、

107団体、117名が参加した。また、33認定団体が各地で実施した認定事業者研修への支援を行った。

(イ) 証明のモニタリング等の実施（林経研）

①合法木材推進活動を今後更に拡大・発展させていくためには、信頼性・透明性の確保・向上が更に必要となるため、認定団体及び認定事業者が自主的に信頼性・透明性の確保・向上に取り組むことを目的に、自主的モニタリングの実施体制についての検討を行った。

②また、認定団体ヒアリング調査（7認定団体）、認定事業者ヒアリング調査（29認定事業者）を行った。

平成24年度木材のトレーサビリティの確保 <年間スケジュール>

委員会等会議の開催	木材のトレーサビリティの確保
4月	
5月	
6月	
7月 9日:第1回委員会	
8月	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6-24日:林野庁中央展示</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">23-25日:DIY・ホームセンターショウ</div> </div>
9月	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定団体による普及活動</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定団体による認定事業者研修</div> </div>
10月 10日:第1回専門委員会	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6-7日:合法木材供給事業者認定団体研修</div> </div>
11月 2日:国際セミナー実行委員会	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11日:違法伐採対策合法証明木材等に関する国際セミナー2012</div> </div>
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;">13-15日:エコプロダクツ2012</div>
1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;">21-25日:農林水産省「消費者の部屋」特別展示</div>
2月 22日:第2回専門委員会	
3月 4日:第2回委員会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;">15日:フェアウッドセミナー(FoE Japan)</div>

※委員会:違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
 ※専門委員会:違法伐採対策・合法性証明木材推進専門委員会
 ※国際セミナー実行委員会:違法伐採対策国際セミナー2012実行委員会

第2章 委員会の開催

1 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会、専門委員会の位置づけ

本事業を効果的に推進し、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の信頼性の向上と円滑な供給を可能とするため、業界団体による自主的取組のあり方等について情報交換・意見交換等を行い、各業界団体による自主的取組の実効性を高めることを目的として、全木連に木材関係業界団体、学識経験者、環境 NGO 等からなる違法伐採対策・合法木材普及推進委員会が設置されている。

また、委員会の下に、木材製品の合法木材ラベリングを通じて消費者等に対する分かり易い情報提供のほか、信頼性向上のコンセンサスの方法などを検討するため、違法伐採対策・合法性証明木材推進専門委員会が設置されている。メンバーは、学識経験者、木材業界、需用者側団体、環境 NGO 等による19名で構成されている。



左：第1回合法木材普及推進委員会 右：第2回合法性証明木材推進専門委員会

2 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会、専門委員会の概要

(1) 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会

■ 委員

(五十音順、敬称略)

岩田 茂樹	全国森林組合連合会 (常務理事)
	(第2回委員会から肱黒直次常務理事に交代)
大石 美奈子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 (理事・環境委員長)
大熊 幹章	東京大学 (名誉教授) : 委員長
大橋 泰啓	日本木材輸入協会 (専務理事)
岡崎 時春	FoE Japan (副代表理事)
尾蘭 春雄	全国木材組合連合会 (副会長)
柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 (教授)
上河 潔	日本製紙連合会 (常務理事)
河野 康子	全国全国消費者団体連絡会 (事務局)
佐々木 宏	住宅生産団体連合会 (専務理事)
竹島 克朗	日本建設業連合会 (常務執行役)
藤間 剛	森林総合研究所 (国際研究推進室長)
永田 信	東京大学大学院農学生命科学研究科 (教授)
橋本 務太	WWF ジャパン (森林グループ長)

■ オブザーバー

【関係省庁】

林野庁

■ 会議の概要

第1回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会議事要旨

1. 日時：2012（平成24）年7月9日（月）14:30～16:30
2. 場所：三会堂ビル2階S会議室（東京都港区赤坂）
3. 議事要旨：

① 平成24年度違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の運営について

事務局より、資料に基づき委員会の運営要領についての説明があった。「今年度は昨年度のような部会は作らないが、必要に応じて専門委員会を開催したい。」

とのコメントがあった。

② 違法伐採対策・合法木材普及推進事業の実施状況について

事務局より、資料とスライドに基づき説明があった。

事業実施主体である林経研と FoE からは、「時系列で比較できるよう、毎年アンケートを送っているが、回答してくれるところも決まってきたおり、実態が把握できるかという問題もある。信頼性の確保のために業界の自助努力が必要。」(林経研)、「イベント等への参加者の反応を見ると環境への関心は高いが、合法木材に対する認識はまだ低いようだ。合法木材の制度とそれ以外の制度の差別化が必要で今後の課題と思われる。」(FoE) との話があった。

[主な質疑・意見]

- 報告書には昨年度末の委員会するときには出ていないような重要な指摘が載っている。今後は、委員会の中でこれらの情報の共有ができると良い。
- 合法木材取扱実績を見ると、国産材の取扱実績、割合は高いが、輸入材の合法木材の割合が少ないのはなぜか。
→輸入した合法木材の量と、実際に合法証明書をつけて販売した量との差がある。合法木材として販売できるものでも、客先からの要望がないため証明書をつけないことが多い。
- 国産材と輸入材とで統計のとり方を変えたほうがよいのでは。
- 報告書では、合法木材と森林認証の違いについて、世の中では混乱があるようだ。今後はその対策が必要ではないか。

③ 平成 24 年度違法伐採対策・合法木材普及推進対策の進め方について

事務局より、資料に基づき本年度事業について概要説明があった。

[主な質疑・意見]

- 合法木材供給のシステムを動かしている主役は認定団体である。認定団体の協力無しにはうまく動いていかない。
- 認定団体によってかなり取組みの温度差がある。今までは、全木連が認定状況等の情報を吸い上げて公表していたが、予算が無くなってきたとき認定団体で自主的にどんな仕組みを作るか考えていかななくてはならない。
- 認定団体が事業者のものを取りまとめてチェックするという仕組みにしたかどうか。
- ルールを統一して同じものさしでチェックするようにしたほうがよい。

④ 合法木材の幅広い普及方法等の検討について

事務局から、資料にもとづき普及方法の検討案についての説明があった。

[主な質疑・意見]

- 専門委員会を作って普及定着の方策について具体的な検討をするとしているが、そこでは実際の事業者からも意見を聞ける場にする必要がある。
- マークをつける話しは、この業界だけで回していこうとするような感じを受ける。今の仕組みでは、製品を見てもそれがどこの山から伐採されたものか分からない。
- 昨年度の報告書がこの委員会に渡されたからには、この報告書の結果をそのままにしておくわけにはいかない。
- 最終的な判断は認定団体がする。全国の認定団体の意思の統一が必要である。
- 海外調査の報告書の中でも示されているが、本格的にマークをつけようとするには、テクニカルな面でもハードルが高いのでは。消費者がこのような情報をどれくらい欲しているかは疑問である。木材業界の中でも、もっとこの機運を盛り上げてからでないと難しいのでは。
- この問題が取り上げられた G8 各国は、輸入国での水際対策が主な対策となっていて、日本のように国内での証明制度で対策をしている国はない。日本だけがなぜ国産材の合法性を証明制度を作って普及する必要があるのか。
- 森林法を守ることはどこの国でも課題となっている。森林行政は、山の中まで管理しなければならないので大変なところがあるが、関係する事業者が皆で協力して課題をクリアしていくことが必要。日本での合法木材証明制度の意味もそこにある。
- 海外に対して書類をもって証明制度を示せることで規範となる。海外にアピールするためにはまず国内の合法証明制度をしっかり定着させることが必要である。その意味では国産材の証明もしっかりやるべき。
- 民間も巻き込んで全体の供給量を増やさないといけない。需要があってはじめてラベリングすることも生きてくる。
- この制度は違法伐採を防ぐための制度であって、合法性を証明するための制度ではない。政府も海外に向けて積極的に PR して欲しい。

第 2 回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会議事要旨

1. 日時：2013（平成 25）年 3 月 4 日（月）14:00～16:30
2. 場所：永田町ビル 4 階会議室（東京都千代田区永田町）
3. 議事要旨：

- ①平成 24 年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の実施結果について事務局（事業実施 3 団体）より、資料とスライドで本年度事業の結果報告があった。この報告により事業全体の実施については了承された。

② 専門委員会の検討結果について

合法性証明木材推進専門委員会より資料に基づき、表示制度についての専門委員会での検討結果の報告があった。

[主な質疑・意見]

- 森林認証のマークは、ある意味で合法性を示すマークとも考えられるが、それと今回議論されたラベリングとはどのように関連付けられるのか？
→専門委員会では、業者に対しての **BtoB** と一般消費者への表示を分けて考えたほうがよいとの意見があった。**JAS** マークが食品などに付けられてスーパーで販売されているのとは異なる。
- BtoB** だと最終製品にラベリングするということはないと考えてよいか。
→そのとおり。
- 専門部会で議論頂いた **BtoB** での表示とは、統一的なマーク（例えば全木連の合法マーク）を製品につけるということではなく、証明書を補完する形で、各事業者等が、その製品が合法材であることを文言等で製品に印字するというもの。文書での証明が基本であることには変わりはない。
- 消費者からすると、この問題は見えにくく理解しにくい。事業の目的は分かるが、消費者にはどのようなメリットがあるのか分からない。ターゲットとして誰を考えているのかも明確でない。我々の日常生活と木材がよく繋がらない。消費者に理解してもらおうとするなら、言葉はひとつに統一して分かりやすく、集中的に情報を提供して説明する必要があるのでは。ターゲットを誰にするかなどアプローチを段階的に踏んでいくべき。一方で、消費者の関心が薄い中で、どうやって業者のインセンティブを付けていくかも課題。
- この事業は、そもそも違法伐採対策として始まった。消費者には見えにくいことも確か。全国の森林組合では、なぜこんなに手間がかかるのか、これに見合うメリットが感じられない、という事業者の不満が募っている。
- 特にこの2年間、海外の業者の関心も高まり積極的に森林認証材を出してくるようになり成果が出てきた。課題は、国内流通において買い手側から合法性証明の要求が無いいため結果的に合法木材として十分供給されてこなかったこと。これについては、今後は売り手が自主的に合法木材として出荷するよう働きかけているところである。尚、国産材についても日本国内できちんと取り組んでいると説明できることは、海外に対して合法木材をアピールするうえで大きな説得材料となる。表示に関しては、既にバンドル梱包に表示した状態で海外から輸入されているものもあるが、合法性証明は基本的には証明書で確認してつないでいくべき。
- 国内外を問わず信頼性は重要である。企業に対しては **CSR** の面で働きかけ理

解してもらうことが将来的な目的となる。

- 消費者のグリーン意識がこれからも増大していくと考えられ業界としてはそのことも意識していく必要がある。
- 違法伐採をするとどういふデメリットが消費者に及ぶのかを分かりやすく見えるようにして、それを伝える必要がある。
- 今までは業界内の自主努力だった。一般消費者に対してアピールするときはまず合法木材というネーミングから考え直したほうがよい。この委員会の取組の方向性を、消費者向けにするのか業者向けにするのかをまず議論すべき。
- 日本国内の需要とは別に、海外のマーケットを開拓するというビジョンが日本の業界にはあるのか？国際マーケットに出て行ったとき、合法木材だというだけでは売れない。
- 海外に向けた日本産木材の輸出促進は実施されており日本の木材は合法性の面では評価されていると考えている。輸出で苦労しているのは、スギの強度的な問題、また価格が高いという点である。
- 材料のトレーサビリティができないと輸出できない。海外の状況を見るとアメリカのレーシー法、EUや豪州の違法伐採材の輸入規制といった動きがあり、ますますトレーサビリティが重要となってくる。日本の木材産業も今後は国際的なマーケットを考えていくことが必要ではないか。
- 消費者は、価格、品質に加えて最近ではトレーサビリティにも関心が高まってきている。合法というよりは環境配慮という面を意識している。特に若い人のあいだで理解が進んでいる。合法木材が環境に配慮していることを普通に感覚として持てるように広報に力を入れて欲しい。

(2) 違法伐採対策・合法性証明木材推進専門委員会

■ 委員

(五十音順、敬称略)

岩森 毅	全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 (専務理事)
大石美奈子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 (理事・環境委員長)
大橋 泰啓	日本木材輸入協会 (専務理事)
岡崎 時春	FoE Japan (副代表理事)
尾藪 春雄	全国木材組合連合会 (副会長)
柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 (教授) : 委員長

片岡 辰幸	日本集成材工業協同組合（専務理事）
川喜多 進	日本合板工業組合連合会（専務理事）
坂本 有希	地球・人間環境フォーラム（フェアウッド・パートナーズ担当）
佐々木太郎	全国森林組合連合会（林政担当部長）
隅谷 壽夫	東京都木材団体連合会（事務局長）
高藤 満	北海道木材産業協同組合連合会（専務理事）
田中 明	兵庫県木材業協同組合連合会（専務理事）
藤間 剛	森林総合研究所（国際研究推進室長）
永沼 靖弘	日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会（主事）
中村 勝信	全国素材生産業協同組合連合会（専務理事）
中山 義治	全日本木材市場連盟（専務理事）
又平 義和	静岡県木材協同組合連合会（専務理事）
丸山 郁夫	日本家具産業振興会（事務局長）

■ 会議の概要

第 1 回違法伐採対策・合法性証明木材推進専門委員会

1. 日時：2012（平成 24）年 10 月 10 日（水）13:30～16:20
2. 場所：永田町ビル 4 階会議室（東京都千代田区永田町）
3. 議事要旨：

①平成 24 年度事業の概要と違法伐採対策・合法木材推進専門委員会の運営について

事務局より、資料（委員会の運営について）にもとづき説明があった。

② 合法性が証明された木材・木材製品のラベリングについて

事務局より、資料（ラベリングについて 経緯と検討方向：巻末資料 3-1）にもとづき説明があった。その後、参考人と委員より資料（ラベリングについての意見）にもとづき下記の話しがあった。

〔参考人 A〕

本県では、合法木材への取組みについてそれほどの盛り上がりはない。今でもその傾向は続いている。その背景には需要が少ないということがある。地元の工務店が多く、少数の大手企業を除いては民間の住宅が主であり地元の工務店や業者は合法証明の必要性が少なく、合法木材供給の活動への認識も低い。マークばかりが増えて消費者に混乱を及ぼす懸念が生じる。業者が販売するときに優先度を絞った活動が重要と考える。

〔参考人 B〕

合法木材のラベリングをするのは、時期尚早と考える。合法証明の信頼性に問題がある現状の段階では、マークをつければシステム全体の信頼性が疑われる。マークをつけたものが高く売れるわけではなく、つけるメリットがない。伐採時点での合法証明の信頼性に問題があり、ここを改善しないと信頼性の向上はおぼつかない。信頼性の向上には業界一丸となった努力が必要。

〔委員〕

会員は合法木材供給に対して前向きに取り組んでいるところが多い。昨年度の表示実証事業の結果、他の表示マークとの調整が必要であることが確認されたが、ラベリング自体には大きなコストをかけることなく今までのマーク表示のシステムの流用でいけることが分かった。ラベリングは必要と考える。

〔委員〕

合法木材の認知度がまだ低いので地道な普及活動が必要である。昨年度の表示実証事業を実施した事業者も含めて、会員企業の中では本年度からの本格的なラベリングの実施への期待が高い。実証事業の結果、ラベリングにかかるコストアップはほとんどない。合板には現在でもほとんどの製品に JAS マークがついている。システムの透明性がより求められることになる。

〔主な質疑・意見〕

- マークの表示に係る罰則について説明してほしい。
- 業界団体認定による合法性証明システムによる合法木材マークのラベリングを景品表示法に当てはめて考えると、認定団体については「システムが正常に作動しているかどうか常に善良な管理者の注意義務を持って管理しなければならない」義務を負っている、とのことだった。
- 今までは伐採届けの認識が不足していたが、木質バイオマスの固定価格買取制度が出てきて伐採業者の認識が高まってきた。
- 伐採届けを出して伐採してそれが合法証明の出発点となるが、伐採した後にきちんと植林しないと合法的に伐採されたことにならないという問題もある。
- ゼネコンなど発注元から合法証明書を求められることもでてきて、合法木材供給事業者になりたいという要望も増えてきている。国土交通省のブランド化事業でも合法証明の審査がある。山元での証明は、県・市町村行政側の担当部署間の横のつながりが取れておらず、人員も不足しており迅速で正確な指導ができていないのが実情。

③ 合法木材供給体制の信頼性確保にかかるモニタリングの新たな体制整備について

林経研より、資料（新しいモニタリングの進め方、これまでのモニタリングの結果）にもとづき説明と下記の解説があった。

- 今までは林野庁からの補助金でモニタリングをしてきたが、これから補助金がなくなることを考えて将来的にも信頼性を確保していくためには、我々自身でモニタリングをしていく必要がある。今後はモニタリングで得られた情報をどこに提出して、どこが取りまとめ、問題点を把握し認定団体を指導していくのか。今までのように全木連が指導力を発揮できるのか。全体の活動の中で何か問題が生じたとき、どこがどのように対応するのかという問題がある。ある程度の権限を持ったところが活動の中心を担っていくことが必要と思われる。

〔参考人 C〕

これまでは、組合員に対して合法木材供給事業者になるようすすめて認定事業者の数を増やすことを主体に活動してきた。その結果、現在では認定事業者が多くなり、事務局の人的パワーの問題もあって信頼性の向上までも目指した活動ができないでいた。しかし今年度から全国にある認定事業者を対象として研修会を実施することを考えている。モニタリングについては、今すぐ実施する段階ではないと考える。下流側の業者としては、山元で合法性証明の信頼性に問題があると大変なことになる。モニタリング等をすればコストが今以上にかかり、今の状況では取組みが前に進まなくなる。

〔参考人 D〕

森林所有者、素材生産業者から合法木材証明書がもらえない。そのため、原木市場に対して間伐材でも届けが必要であること、素材生産業者に合法証明書を求めること、代行証明の手続きを定め独自に合法証明すること、の 3 つの要望をしている。アンケートをただけでは信頼性の確保はできない。

〔主な質疑・意見〕

- モニタリングの必要性はわかるが、自分たちで実際にやるとなると実施体制（予算、マンパワー）に問題がある。
- 信頼性を上げるためには「立ち入り検査」が必要。その場合もやはり労力、経費が問題である。
- 全事業者に対してアンケート、自主点検を実施して改善状況の確認を行った。オフサイトの調査は今後も続けていきたいが、オンサイトの調査は費用の面もあり継続的な実施は難しい。
- 認定事業者になるメリットがないため、認定を返上する事業者も出てきており問題である。
- すべての事業者に対してモニタリングを継続的に実施するのは、特に中央団

体などは、会員が全国各地に散在していることもあり費用的にもかなり無理があるのではないか。

- モニタリングのやり方、体制が重要である。認定団体を会員とする協議会のようなものを作る必要があるかもしれない。
- ①努力している事業者が報われる制度になるようにして欲しい。合法木材を供給することで有利になるようにしないと、浸透しない。政府が合法木材を買うということを通して調達サイドから実需を生み出す動きを加速して欲しい。
- ②輸入材の対策が重要である。最近、欧州、米国、豪州では法律で違法伐採木材を排除する具体的な動きが出てきている。その効果が出てくると、行き場を失った違法伐採木材が中国や日本に大量に流れ込んでくる恐れがある。
- 建築確認時に建築主事が合法性の確認をするような仕組みを作って欲しい。
- 産地表示に関しては、県や地域によって取組みがまちまちである。全国で統一して進めていくのは難しいのではないか。

④ その他

[意見]

- 原産地と合法性の証明を一緒に入れ込んでの表示のやり方もあると思う。
- EU、米国、豪州などの違法伐採対策の動きがある中で、日本でも輸入材の合法性の証明を求めるだけでなく、日本が輸出する木材にも合法性の証明をしないのは片手落ちである。そこまで踏み込んで発信するようにして欲しい。

第2回違法伐採対策・合法性証明木材推進専門委員会

1. 日時：2013（平成25）年2月22日（金）13:30～16:00
2. 場所：永田町ビル4階会議室（東京都千代田区永田町）
3. 議事要旨：

①合法性が証明された木材・木材製品のラベリングについて

事務局より、資料（巻末資料3-2）に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

- 表示については基本的に前向きであるが、無垢材を扱う観点からみると、実態を見たときには、慎重にならざるを得ない。BtoBの世界でも、普及しないうちに表示だけが先行するのはどうかと思う。
- 普及のための表示と販売する商品への表示は別に考えるべき。リスク管理、表示義務、説明責任等を考えた場合、やる以上はそれなりの覚悟が必要。クレームが発生して裁判になった場合、認定団体にも責任が問われることとなる。

- 発注側から求められないという現状があり、合法木材の取扱実績はたいへん少ない。合法木材の納材が少ない現状では、表示をすることまでやるのはまだ早いと思う。
- 現状で行っている、出荷証明書に合法性が書いてあるのと、製品にそのことが表示されているのと同じではないか。製品にマーキングしたからといって責任はマーキングする側にあることには変わりはない。
- 海外にもこういった動きを伝達する必要がある。表示についても海外に PR を積極的に行い、日本に輸出する側が必要な対応がとれるよう、情報の提供が必要である。
- 証明することの意義は理解できるが、表示することについての意義はまだ見出せない。どちらかというとな要。表示の前にまずは積極的に証明して取扱実績を増やすことに注力すべき。
- 表示をした場合のトラブル発生リスク、影響を考えたとき、現時点では表示はやらないほうがよい。合法木材に対する取組みには、各県でかなりのバラツキがある。現時点で事業者からはマーキングしたいという意見はあまり聞かない。むしろ、合法性については精度、信頼性を上げることが先決と考える。
- 合法性の証明は国が発注するものの補助の要件であって、一般の消費者はほとんど関心が及ばない。
- 表示をすることになればコストもかかり、信頼性の問題もあるので積極的に表示すべきとは思わない。
- 合法木材が国の事業で補助要件になっているのは良い。これを機会に更にしつかりと対応をしていきたいと考えている。
- ガイドラインに基づいてやるなら、認定団体の責任と事業者の責任を分けて考えるべき。
- この会議で合意をとるのは難しい。仕組み自体の信頼性を高めていく中でマーキングについては改めて検討していくということになるのではないかと。**BtoB** に向けて表示に積極的に取り組みたいという団体もあったが、ガイドラインや留意事項を作ることについては、必要性は認めても、今回この委員会で合意されたものを出すのは難しい。
- 信頼性に問題があるのであれば直ちに改善しなければならない。

以上の議論に基づき、委員長とりまとめとして次のページの「合法性が証明された木材表示制度について」が作成された。

合法性が証明された木材表示制度について

専門委員会では昨年度の「合法性等が証明された木材・木材製品について、木材の合法性等の表示にかかる実証事業」の結果を踏まえ、本年度行われた認定団体に対するアンケートの結果に基づいて、合法性が証明された木材表示制度に関する検討を行ってきた。現時点での検討結果は以下の通り。

1 合法木材であることを製品に表示するこの意義と問題点

合法木材であることを製品に表示することは、①消費者に合法木材の証明制度・製品の普及（消費者への普及）、②工事施工現場での判別に資する（BtoBのサービス）の二つの意味があり、近年②の点でコンクリート型枠など需要者側から表示を強く要請されている製品があり、表示の実施を迫られている事業者がいる。ただし、表示をすることは①コストがかかり事業者全員が対応できない、②消費者への認知拡大で説明責任が拡大、③信頼性への責任が拡大（景表法の優良誤認表示の対象となる、といった課題がある。このため慎重な検討が必要である。

2 木材表示の制度化と合法木材供給システムの信頼性

個々の事業者自己の責任で合法木材を製品表示することを制限することはできない。ただし、ある表示された製品の信頼性に疑義が生じる事態になれば、一つの問題点はその事業者・団体だけでなく全体に波及する可能性がある。

そこで、専門委員会では幅広く木材表示の制度化に関する議論をしたが「現時点ではシステムの信頼性を確保することが最重要課題」とされ、木材表示の制度化のコンセンサスをえることができなかった。

なお、合法性証明の責任を持てる者は事業者と認定団体であることが議論の中で改めて確認された。

表示に取り組もうとする団体・事業者は以上を念頭におくことを期待する。

② 合法木材供給体制の信頼性確保にかかるモニタリングの新たな体制整備について

事務局より、資料に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

- モニタリングやヒアリングの実施に当たって一番大変なのは全国に認定事業者がいる中央団体である。現場の人と協力してやるようにしないと、人手やコストの問題がありとてもできるようなものではない。
- 実施するに当たっては、お金をかけることに対する団体内の合意作りをするための時間も必要。
- ガイドラインで義務化されるのはきつい。法律の中で義務化されるなら強制力があるが、ガイドラインの中となるとどこが監視するのか。
- 信頼性を担保するためにもガイドラインへの何らかの明記は必要ではないか。
- さらに義務が増えるとなると次の更新のときにやめていくところも出てくるのではないか。認定事業者を減らさない工夫も必要。
- モニタリング、ヒアリングの義務化は、慎重に取り扱うべき。
- モニタリングのほうが、ラベリングより重要であることは明らか。信頼性の確保、向上については認定団体の中で常に考えていかななくてはならないことである。

第3章 合法木材普及事業

1 事業の趣旨と目的

納入業者も含めてさまざまな業態の木材・木材製品の供給業者が合法性が証明された木材供給に取り組み、合法木材の供給体制を更に整備すること、また、需要者・消費者に対して、国等の機関の他、地方自治体、住宅等一般消費者を対象に合法木材の利用普及を図ることとして、以下の事業を実施した。

(1) 合法木材供給体制の概況

平成18年度から木材業界団体が取り組んでいる合法木材供給の取組みは下表のとおり、平成18年度から毎年増加して平成25年3月31日現在では143（昨年141）の認定団体が約8,800（昨年約8,600）の事業者を合法木材供給事業者として認定している。

全ての都道府県において合法木材の調達が可能状況になっており、合法木材供給体制は一層充実しつつある。

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

平成25年3月31日現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	24	1,434
地方団体	119	7,348
計	143	8,782

(注) 林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月、林野庁）」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各団体が認定した事業者数を計上

(2) 平成23年度における合法木材の取扱実績

合法木材証明システムが始まって以来7年目を迎え、平成23年度における合法木材の取扱実績は下表のとおりで、年々増加の傾向にある。

例えば、素材生産のうち合法木材の量は、18年度の実績では906千³mであつたのに対し、6,561千³mとなり7.2倍になっている。同じく素材流通合法木材は、951千³mに対し7,132千³mの7.5倍となっている。また、取扱量の総数に占める合法木材の比率についても、素材生産では40%から65%に、素材流通では16%から58%に、素材流通（輸入）では9%から27%に増加するなど、合法木材の供給量は着実に増加している。

また、取扱実績を報告する認定団体及び認定事業者の数については、18年度では、認定団体数61、認定事業者数2,267であつたのに対し、団体数では2倍の127団体に、認定事業者数では2.9倍の6,493社で、こちらも着実に増加している状況となっている。

**平成23年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱
実績（報告期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日）**

業 種		木材・木製品の取扱量 (総数)	うち、合法性が証明されたもの	割合	認定事業者数
		A	B	A/B	
		千 m ³	千 m ³		
素材生産	(国内)	10,084	6,561	0.65	1,600
素材流通	(国内注)	12,259	7,132	0.58	409
木材加工	(国内注)	22,244	10,310	0.46	2,548
木材流通	(国内注)	19,760	4,179	0.21	1,868
その他	(国内注)	179	62	0.35	33
素材流通	(輸入)	2,807	754	0.27	6
木材流通	(輸入)	7,075	628	0.09	29

- (注) 1 全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した127認定団体
6,493認定事業者の数値を集計したものである。(平成24年9月調査)
- 2 国内注：国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む

2 民間企業、一般消費者等への普及

(1) 民間企業等を対象としたセミナーの開催、展示会への出展等の普及活動

ア 需要側企業に対する合法木材利用促進の働きかけ (FoE)

(ア) 事業概要

合法木材の一層の利用促進をはかるためには、木材供給企業のみならず木材需要企業や最終消費者の合法木材に対する認知度を向上することが欠かせない。そこで本事業では、主に最終消費者を顧客とする小売業、特にチェーンストア／総合スーパーや業界団体を対象とし、合法木材に対する意識向上のみならず、調達方針の策定など即効性のあるアクションにつながるような実務的な情報提供の場を持ち、さらに小売業を主な対象とした企業向けセミナーを東京で開催した。

(イ) 事業報告概要

①小売業者とのダイアログ

(i) チェーンストア／総合スーパー

エンドユーザーを顧客とする代表的な業態として、総合スーパーに着目し、ダイアログを実施した。帝国データバンクのスーパーストア経営者の売上高動向調査結果¹によれば、2011年度の全国の主なスーパーストア経営者売上高上位10社の約78%をイオン、セブン&アイ、ユニーのグループ企業が占めている。よって大手グループのイオン(株)、(株)セブン&アイ・ホールディングス、ユニーグループ・ホールディングス(株)の三社の環境担当者を訪問し、聞き取りを実施した。三社とも「合法木材」について認識していない点では共通していた。

(ii) 業界団体

総合スーパー各社も加盟している日本チェーンストア協会や、エンドユーザーが合板や製材品に触れる機会を提供しているホームセンター等が加盟する(社)日本DIY協会を個別訪問し、聞き取りを実施した。日本チェーンストア協会では「合法木材」を認識していなかった。日本DIY協会は「合法木材については聞いてはいるが内容はよく把握していない」とのことだった。

どちらの団体も団体側から加盟社に対して何か指導的な立場で対応するこ

¹ 帝国データバンク WEB サイトから入手可能

<http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p120802.pdf>

とはなく、また原料調達の面でも、何ら取り組みは見られなかった。

(iii) その他

主に家具メーカーや家具販売業者から、2013年3月3日より運用開始されたEU木材法やレーシー法に関する問い合わせが計5社からあり、グリーン購入法におけるガイドラインに基づく「合法木材」制度から説明する機会があった。

②企業向けセミナーの開催

(i) セミナー概要

合法木材のさらなる拡がりには、エンドユーザーを顧客とする小売業界の協力、取組みが重要と捉え、主に小売業者を対象に彼らの合法木材に対する認知度を向上する目的で、「日本の違法伐採対策について～合法木材と小売業界の役割～」としたセミナーを2013年3月15日(金)、新宿のリビングデザインセンターOZONEにて開催した。

参加者数は60名。参加者の業種別内訳は、小売業および一般企業16名、木材関連(住宅、家具、インテリア、建材、木材業界、認証機関、建設、など)27名、製紙関連4名、一般・学生等8名、メディア2名、政府2名であった。

セミナーの満足度についてはアンケート回答者の79%から「満足」との回答を得た。



セミナー会場の様子



パネルディスカッションの様子

(ii) プログラム概要

日時： 2013年3月15日(金) 14:00~17:30

会場： リビングデザインセンターOZONE 8F セミナールーム A (東京都新宿区西新宿)

主催： 国際環境 NGO FoE Japan、地球・人間環境フォーラム

プログラム：

●日本政府及び海外の消費国の取組み

林野庁木材利用課木材貿易対策室貿易第一班課長補佐 川口大二氏

●各国の生産現場の現状

国際環境 NGO FoE Japan 三柴淳一、佐々木勝教

●各先進企業の取組み

(株) リコー 社会環境本部計画室計画 1 グループ 駒田仁彦氏

朝日ウッドテック (株) 品質保証部環境推進室室長 谷口正剛氏

イオン (株) グループ環境・社会貢献部環境&マネジメントマネージャー 鈴木裕章氏

IKEA トレーディングサービス林業部マネージャー ミハイル・タラソフ氏

●パネルディスカッション

コーディネーター： サステナビリティ・プランナー 足立直樹氏

イ 合法木材の利用定着のための活動(全木連)

地方自治体、一般消費者等への普及活動、説明会・展示会等による普及活動

合法木材の需要の促進を図るためには、地方における普及活動が重要であるととともに、認定団体及び供給事業者にとっては地域住民に合法木材を理解してもらい、供給体制づくり等の活動を行っていることを知ってもらう唯一の機会であることから積極的に取り組んでいるところである。

本年度は、28の認定団体がこの事業に取組み、全国各地で地方公共団体、企業、木材関連団体、建設関係団体、建築関係団体、消費者団体及び一般消費者等に対して合法木材の普及啓発活動を実施した。

具体的な内容は以下のとおりである。

(ア) 地方自治体等窓口への訪問説明

12の認定団体において担当者等が45の国、県の組織、195の市町村、77団体を訪問し、各訪問先の合法木材担当者や建築工事担当者等にパンフレットにより合法木材の説明をして理解を求め、合法木材の使用について要請を行った。この中で、北陸新幹線建設資材への合法木材・地域材の活用を鉄道・運輸機構へ要請にも取り組んだ(福井、富山県)。

併せてポスターの掲示やパンフレット等の配布を要請した。



地方自治体担当者への訪問説明（福井県）



鉄道・運輸機構への訪問説明（富山県）

(イ) 建築関係者向けセミナーの開催

6 認定団体が 9 の会場において延べ約 8 3 0 名の建築士、設計士、建設業者、グリーン購入法担当者等に、合法木材の制度・仕組み、供給体制、合法木材による家造りの事例等についてセミナーを実施した。



建築業関係者セミナー開催(岡山県)

(ウ) 地方自治体職員等への説明会開催

5 認定団体が 6 会場において、県等が主催する林業・木材関係の研修会や技能講習会の中で、合法木材の制度・仕組み・供給体制等について説明を行って、合法木材の普及を図った。

(エ) 県等が主催するイベントでの普及・啓発

21 の認定団体において、道府県や各種団体が主催する 28 のイベントに出展して、パネル・ポスターの展示、パンフレットの配布、木工教室の開催、合法木材相談コーナー等を設けて合法木材の普及啓発を行った。また、埼玉県木連では、自ら「木とのふれあいまつり」を開催し、合法木材の普及啓発を行った。

最近の地方における合法木材の普及事業としては、イベントに出展して一度に多くの人に普及・啓発を行う機会を活用するケースが増えてきており、

本年は、延べ45万人の入場者があったと報告されている。
 一般消費者に対する普及の場として今後とも期待されるものとなっている。



地方で行われたフェアの様子（左：福井県、右：京都府）

また、これらのイベント会場等において、合法木材を使って家を建てた人をイベント会場に招待したり（富山県）、川上～川下までの合法証明の連鎖を確立させるため「柱プレゼント事業」の実施（福井県）、合法木材を活用したコンセプトハウスの展示（石川県）等ユニークな取組も見られた。

(オ) 地方自治体、関係団体へのポスター掲示等の要請

12の認定団体において、延べ1,523カ所の国、県（出先含む）、市町村関係団体、認定事業者、企業等に掲示板や事務所等にポスター、パンフレットを送付し、事務所等への掲示や、パンフレットの配布について要請した。

(カ) その他の取組

新たな取り組みとしてテレビCMを活用した普及活動(福井県)も行った。

平成24年度 地方における主な合法木材普及活動状況

地方自治体等窓口への訪問説明	建築関係向けセミナー等開催
実施認定団体（12団体） 青森、宮城、秋田、茨城、群馬、 富山、福井、岐阜、岡山、愛媛、 全天連、プレカット協	実施認定団体（6団体） 群馬、神奈川、福井、岐阜、岡山、 プレカット協

ウ 大規模展示会等における普及（全木連）

（ア）DIYホームセンターショーへの出展

①展示等内容

本年度の「DIYホームセンターショー2012」（主催：社団法人日本ドゥー・イット・ユアセルフ協会）は、平成24年8月23日（木）～25日（土）の期間、幕張メッセ国際展示場（千葉県美浜区）において開催された。このイベントには今年度で7回目の参加となり、多くの来場者や出展者に合法木材の普及・啓発を行った。

今年のテーマは「夢を力に！」で開催された。住まいと暮らしに関する総合展示会である。

本年度の出展に当たっては、合法木材認定団体及び合法木材ナビの「合法木材事例紹介」に登録されている事業者の皆さんに提供を呼びかけ、賛同をいただいた方々からの合法木材製品の展示、合法木材に対する取組の事例等をブースを訪れた皆さんに見てもらい、聞いてもらい、大いに盛り上がりを見せたところである。

また、毎年、好評を得ている「木工教室」では、三重県産の合法木材で「飾り棚」を製作することで来場の皆さんに参加を呼びかけたところ、参加者の受付開始とともにメ切りになるなど、相変わらずの人気ものとなり、金槌の重さに耐えられないような子供やお年寄りまでに好評であった。ケガの防止等も含めて、今年も「日曜大工クラブ」のメンバーに協力を依頼して実施したが指導員の親切丁寧な指導により参加者は楽しく製作に取り組み、自分が一生懸命作った製品を笑顔で持ち帰っていた。



多くの来場者でにぎわうブース



木工教室の様子

展示内容は、

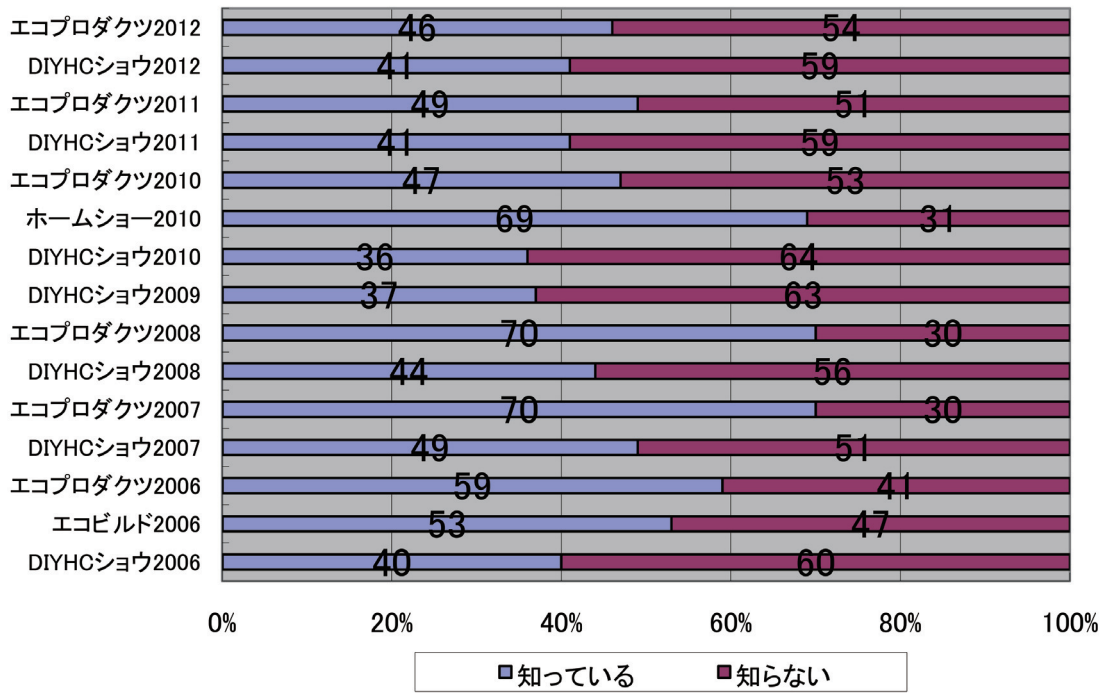
- a ブースの壁面を活用して、パネルによる違法伐採問題の提起、国によるグリーン購入法の紹介、合法木材制度の紹介、全国8,600社を超える合法木材供給事業者の県別分布状況等を展示した。
- b 全国10社の合法木材供給事業者から提供された合法木材製品（柱、桁、床板等の建築材及びまな板、寿司桶、風呂桶、すのこ等家庭用品）の展示、及び解説等の実施
- c DVDを活用した普及、ポスターの展示、パンフレット等の無料配布
- d 三重県産材の合法木材を使用した飾り棚のキットを使った「親子の木工教室」の開催
- e その他、毎年実施しているアンケートも継続して実施し、例年と同様の設問で合法木材に対する認識等のデータを収集した。

本年度のこのイベント全体への参加者は84,547名であった。

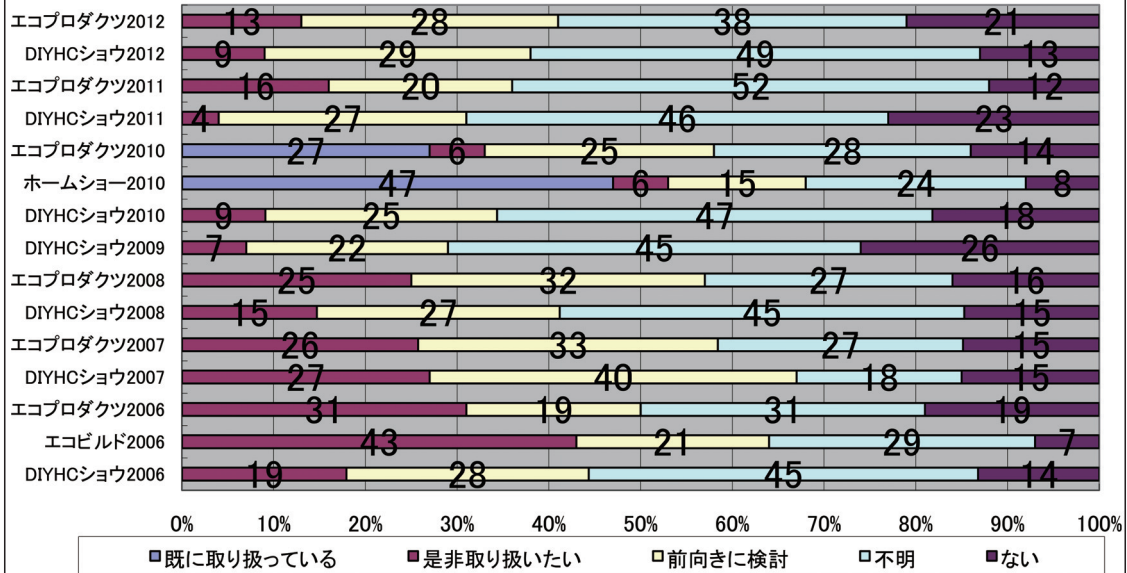
②来場者へのアンケート結果（回答者数：648名）

この会場において毎年アンケート調査を行っており、今年も同様の調査を行った。この結果と経年の変化は次のとおりである。

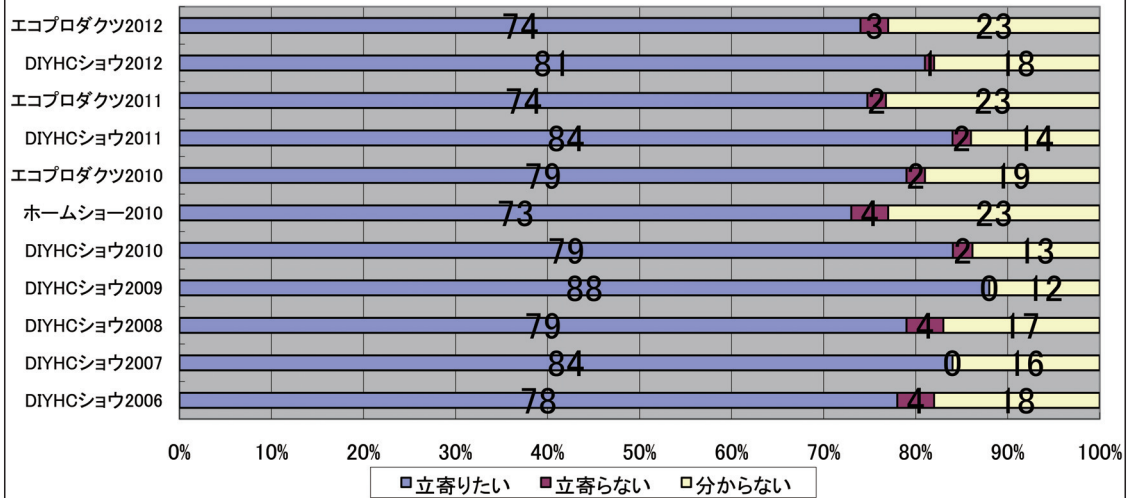
1 違法伐採問題・合法木材の取組みについてご存知でしたか？



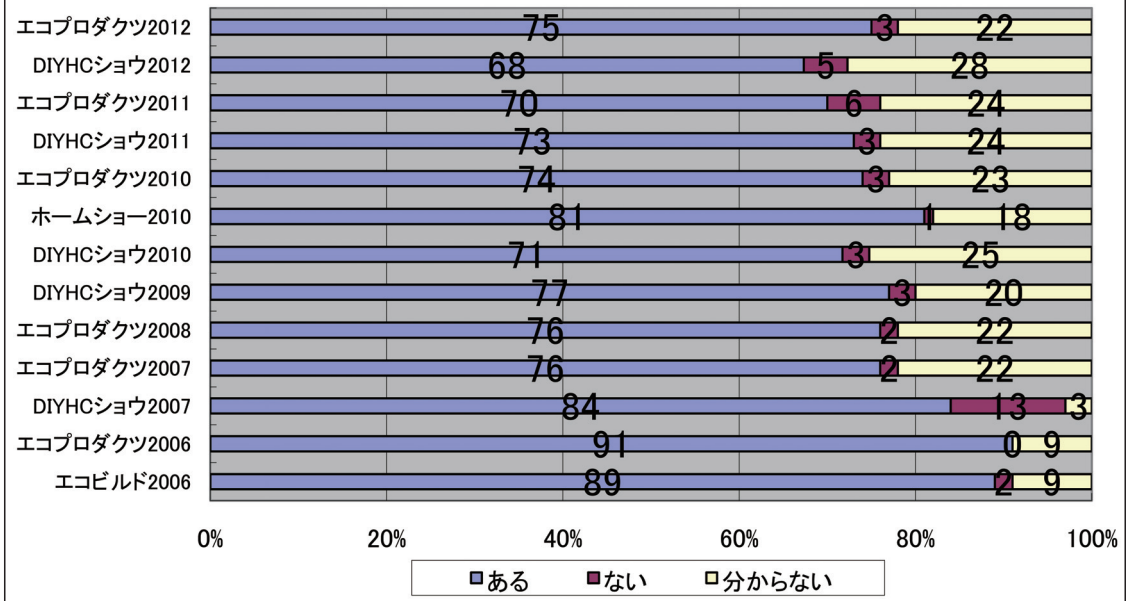
2 合法木材製品を御社で扱う考えはありますか？



3 DIYショップに「合法木材製品コーナー」があれば、立寄りたいですか？



4 合法木材製品マークが付いた商品に興味はありますか？



(イ) エコプロダクツ展への出展

平成24年12月13日（木）から15日（土）に東京都江東区有明の東京ビッグサイトで開催された国内最大の環境関連イベントである「エコプロダクツ2012」に、合法木材への理解度の向上、および木材を身近に感じてもらうことで利用の裾野を広げることを目的とし出展した。イベント全体の来場者数は178,501名であった。



エコプロダクツ2012会場展示の様子

①展示等内容

「活かして使おう国産材」をテーマに、全国の合法木材供給事業者の協力を得て、各種合法木材製品を展示し普及PRを図った。地球環境を考えたとき、合法木材の普及推進や違法伐採対策が重要であるという観点から、合法木材製品の展示、パネル展示やパンフレットの配布、DVDによる啓発を行った。

なお、「活かして使おう国産材」のテーマから、全木連及び木材表示推進協議会と連携して出展した。

②来場者へのアンケート結果（回答者数：498名）

この会場において毎年アンケート調査を行っており、今年も同様の調査を行った。この結果と経年の変化は前ページに掲げている。

(ウ) 農林水産省7階林野庁中央展示

農林水産省7階の中央展示スペースにおいて、平成24年8月6日（月）～17日（金）までの間、合法木材の展示を行った。

今年で4回目の展示であり、農林水産省の職員や林野庁を訪問する皆さんに合法木材のPRを行った。

この展示場所は、ウィンドウの中であることから、ポスターやパネル等が中心の展示であった。



林野庁7階中央廊下 展示の様子

(2) 国内外の関係者を交えた国際セミナーの開催（全木連）

“International Seminar on Goho-Wood: 2012 Initiatives by Industry Associations in Japan to Combat Illegal Logging and to Promote Legality Verification”

ア 国際セミナーの趣旨

日本では、国際的な違法伐採対策や森林法強化と貿易の動きに対応するため、業界団体が中心となり林野庁のガイドラインに基づく合法性が証明された木材の供給体制を整備し普及をはかってきた。業界団体により一定の手続きに基づいて認定された合法木材供給事業者による証明の連鎖で合法性等を消費者に伝えるこの仕組みは、発電用バイオマスの環境情報の伝達などにも利用され、日本における拡がりを見せている。また、国際的にも Goho-Wood の取組として知られてきたところである。このほど、国際熱帯木材機関（ITTO）の理事会が横浜で開催されるのにあわせ、海外の関係者にこの活動についての情報を伝え、さらに認知を広げるとともに、今後の展望について議論するため、国際セミナー「違法伐採対策合法証明木材等に関する国際セミナー2012」を開催した。



会場の様子（第1部）



第2部パネルディスカッションの様子

集合写真

イ 国際セミナー実行委員会の設置

全木連違法伐採対策・合法木材普及推進委員会に学識経験者、業界関係者、NGO関係者よりなる国際セミナー実行委員会（メンバーは下記参照）を設け企画実施に当たった。

■ 委員（五十音順、敬称略）

荒谷明日児	林業経済研究所（理事長）
大橋 泰啓	日本木材輸入協会（専務理事）
川喜多 進	日本合板工業組合連合会（専務理事）
坂本 有希	地球・人間環境フォーラム（フェアウッド・パートナーズ担当）
藤間 剛	森林総合研究所（国際研究推進室長）
藤原 敬	全国木材組合連合会（常務理事）

ウ 概要

(ア) 名 称

違法伐採対策合法証明木材等に関する国際セミナー2012

(イ) 日 時

2012年(平成24年)11月11日(日曜日) 10:00～16:00

(ITTO理事会の翌日)

(ウ) 場 所

パシフィコ横浜 会議センター 503会議室(横浜市西区みなとみらい)

(エ) 主催等 (実施体制)

実施主体：全木連

後援：林野庁、国際熱帯木材機関

(オ) 内容 (プログラム詳細は巻末の資料編を参照)

開 会

第1部：違法伐採問題に対応した合法性証明のための日本の取組

基調報告

(1) 日本の違法伐採対策の取組と貢献 (林野庁)

(2) 違法伐採問題に対する日本の木材業界団体認定制度の意義とグローバルスタンダードの可能性 (全木連)

報 告

(1) 合法性が証明された木材を供給する業界団体の取り組み

報告者： 北海道木材産業協同組合連合会

日本合板工業組合連合会

日本木材輸入協会

(2) 合法性が証明された木材に利用に関する需要者側の報告

報告者： カリモク家具

茨城・森から Net

第2部：国際的な視野から見た日本の合法性証明評価と課題

パネルディスカッション (海外からの報告と討議)

パネリスト： 中国林業科学院

インドネシア林業省

マレーシア (サラワク木材協会)

EU (欧州木材貿易連盟)

米国（米国広葉樹連盟）
日本（林野庁、日本木材輸入協会、全木連、地球・人間環境フォーラム）

（カ）参加者

約100名

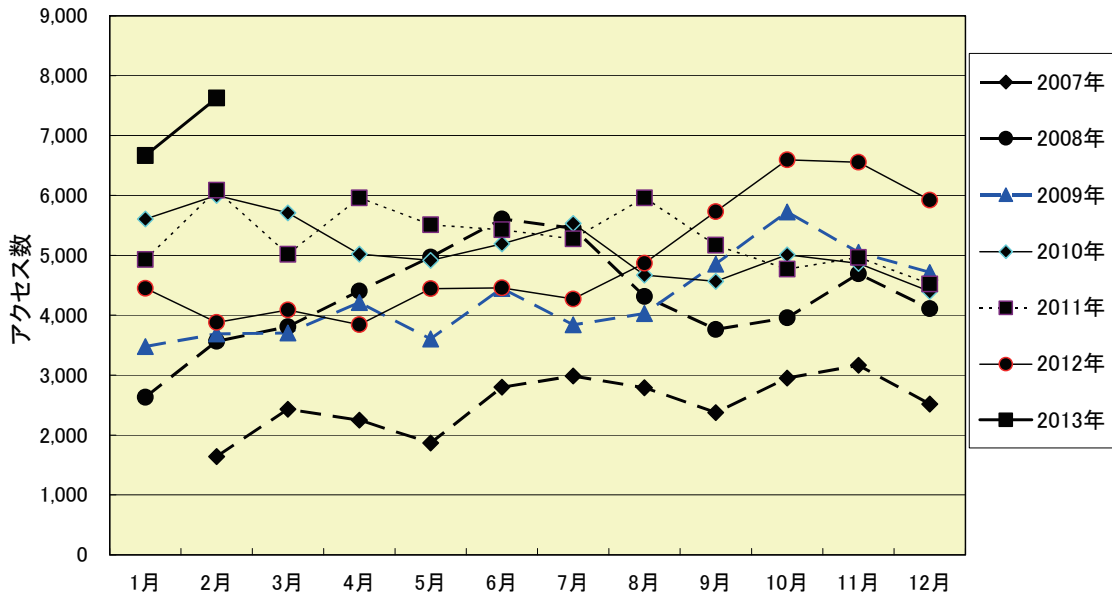
日本国内の行政関係者、木材製品調達関係者、木材加工・流通業者、木材輸入業者、消費者、環境 NGO、学術関係者、日本への木材輸出国の木材関係者・行政関係者

（3） 合法木材に関する情報窓口の設置（全木連）

ア 情報窓口の設置運営

平成18年（2006年）に開設したホームページ「合法木材ナビ」（<http://www.goho-wood.jp/>）で我が国の違法伐採対策、合法木材供給システムに関する情報、さらには海外の関連情報を一元的に提供するため、情報の更新を定期的（ほぼ週一回）に行ない、タイムリーな情報提供に努めた。現在では、わが国の違法伐採対策、合法木材製品の供給体制整備に関する活動が全て網羅されているホームページとして関連情報の総合窓口的な役割を果たしている。アクセス数（閲覧数）の推移を次ページに示す。また、Eメール等による問合せもこのホームページから行えることから、木材関連業者のみならず一般消費者からの問合せ窓口としての役割も果たしており、これを通しての問合せへの迅速かつ的確な対応に努めた。

月平均アクセス数(年別)



「合法木材ナビ」ホームページのアクセス数(ページ閲覧数)



合法木材ナビトップページ

また、イベント等の最新情報を登録者宛にメールでお知らせする、「合法木材ナビレーター」（不定期配信）を配信しているが、現時点で 300 を超える配信先が登録されており、2006年から2013年3月までに21号を配信している。

○問合せ窓口としての合法木材ナビの機能

前記のホームページ「合法木材ナビ」を週一回定期的に更新し、最新情報の提供窓口として機能させた。また、認定団体と認定事業者情報を整理して更新するとともに、認定団体だけでなく一般の消費者、合法木材の需要者・調達者からの問合せに迅速・的確に対応できるよう、合法木材ナビの中に問合せフォームを設置して問い合わせ対応システムを設置しているが、2010年3月のシステム導入から本年3月までにおよそ120件の質問等がこの問合せフォームを使って寄せられている。引き続きこの問い合わせ対応システムを使って各種質問等に対応しているところである。

イ 合法木材の消費者等への幅広い普及

～農林水産省「消費者の部屋」特別展示～

今年で、4回目となった農林水産省「消費者の部屋」の展示は、平成24年1月21日（月）から25日（金）まで「使っていますかGoho-wood」をテーマに実施した。

この会場は農林水産省内にあることから、入場者は公務員が中心で、農林水産省を訪れた人や、会社員、近くの主婦、学生等が対象である。



会場の様子



展示の様子



パネルによる解説と合法木材製品の展示

違法伐採問題の提起や合法木材を普及することが日本と世界の森林を健全に保つことになることをパネルによって訴えるとともに、日本における合法木材供給の実態についてのPRを行った。

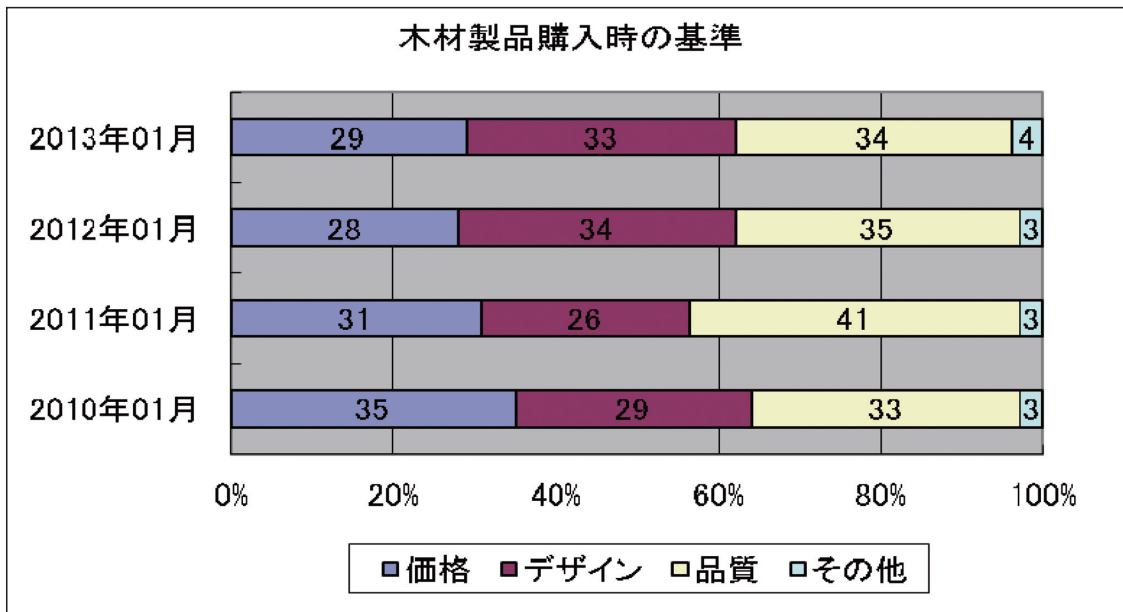
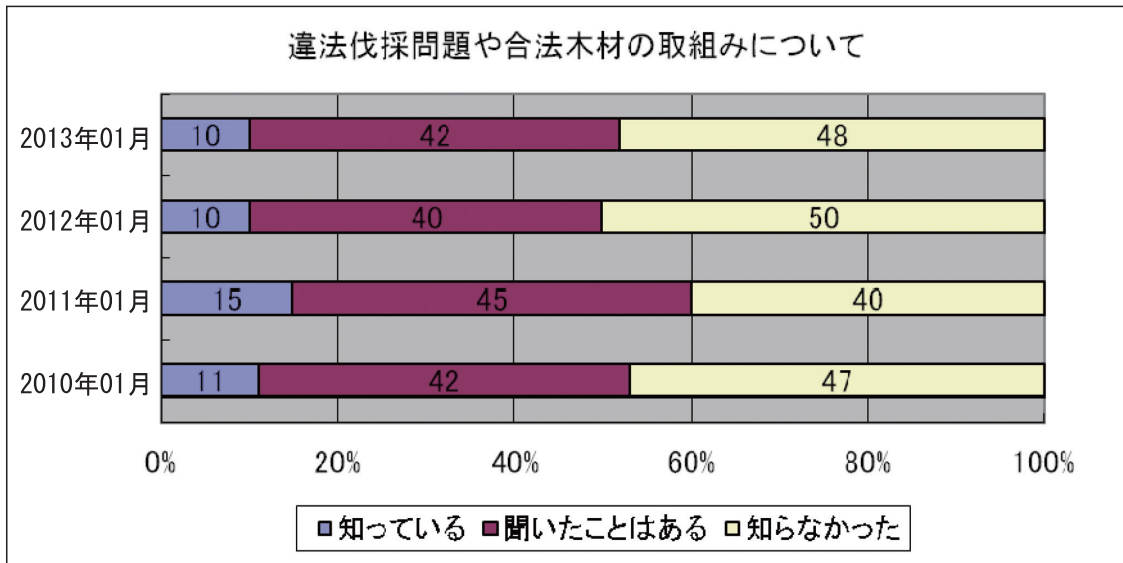
また、展示品の多くが生活に身近な家庭用木製品であったため、入場者の関心を集めることとなった。

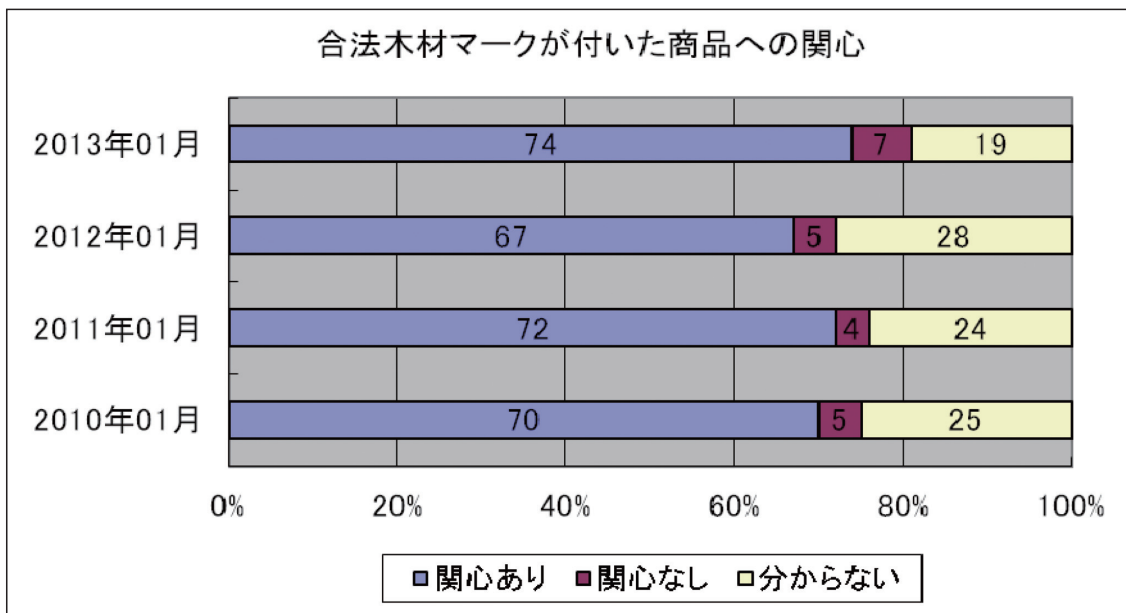
期間中の来場者は653名で昨年より約150名多かった。

また、会場で木工制作も行い、期間中38名が合法木材キットによる飾り棚の製作に参加した。

○ 来場者へのアンケート結果（回答者数：484名）

今年も来場者に対しアンケート調査を行ったが、その結果は次のとおりであった。





3 合法木材供給の信頼性向上の取組

(1) 認定団体・供給事業者を対象とした説明会の開催（全木連）

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」による「森林・林業・木材業界団体の認定を受けて事業者が行う証明方法」等に基づく合法木材の供給について、需要側の要望に応じてその信頼性を確保するため、信頼性向上事業の一環として全国の認定団体及び認定事業者の責任者等を対象に研修を実施した。

ア 認定団体研修

平成24年9月6日（木）から7日（金）に木材会館（東京都江東区新木場）において認定団体の分別管理者・文書管理者等の責任者を対象に「合法木材供給事業者認定団体研修（主催、全国木材組合連合会）を実施した。

本年度の研修会では、最初に林野庁木材貿易対策室長から「違法伐採問題を取り巻く最近の動向」について講義があった後、引き続き木材利用課総括課長補佐から「合法性証明と発電利用木質バイオマス燃料の証明について」の講義を受けた。

その後、全木連から「合法性証明木材供給システムの現状と課題・本年度の事業の進め方」について説明を行った。

その後、日本木材輸入協会専務理事から「海外における合法木材供給の現状と課題」、国土交通省住宅局木材住宅振興室から「国土交通省の木材利用推進・合法木材推進の取組」、埼玉県森づくり課木材利用推進担当主幹から「公共建築物の木材利用推進と合法木材普及の取組」についての講義を受けた。

最後に全体質疑を行って第1日目の研修を終了した。

第2日目は、林経研から「合法木材供給事業者認定団体・認定事業者モニタリングについて」として話があり、質疑を行った後、今年度の認定団体研修を終了した。



団体研修の写真

毎年、東京で開催するこの研修は今回で6回目を迎え、参加団体数は全認定団体143のうち107団体が出席して、受講率は75%、参加者数は117名であった。また、この研修会への参加の累計は、参加団体数が631団体、参加者数は2,756名となった。

イ 認定事業者研修

平成24年7月～25年3月にかけて、全国33の都道府県において認定事業者の分別管理者、文書管理者等を対象として合法木材供給事業者研修を各認定団体が全木連と共催で実施した。

この研修の内容については、基本的には前記「認定団体研修」の伝達を中心に各県における合法木材の供給実態やそれらに関連する情報についての意見交換等が行われているが、中には合法性証明の付いた県産材の活用による県独自の助成金の解説や認定団体が独自で実施したモニタリング調査等の結果や、具体的なチェックリストを作成して点検を呼びかける等実施団体毎に多彩な内容が見られる。

本年度、この研修を実施した認定団体は33団体（去年は34団体）となっ

ているが、この研修については、「合法木材等供給体制に関する研修の実施要領」（以下「研修要領」という。）において、実施県における認定団体が共催して実施することが望ましいとしていることから、本年度はこの研修に36の認定団体（去年は32団体）が共催して合わせて69団体（去年は66団体）で実施している。



事業者研修（熊本県）



事業者研修（長野県）

実施結果は、全国58カ所（去年は52カ所）において延べ2,679名（昨年度2,522名）が参加して行われており、昨年度に比して受講者数は約150名増加した。受講者は年々増加しており、各認定団体が合法木材証明制度の信頼性確保が重要であるとの認識の高まり等が考えられる。

なお、受講率は、全認定事業者数の31%であった。

平成24年度合法木材供給事業者認定団体研修等研修実行状況

研修名	開催時期	主催	研修実行状況
① 合法木材供給事業者認定団体研修	平成24年9月 (場所：東京・木材会館)	全木連	受講者 107団体 117名
② 合法木材供給事業者研修	平成24年7月～25年3月 (場所：全国各地)	認定団体(中央・地方団体)	実施団体69団体 延べ58カ所 受講者2,679名

(2) 証明のモニタリング等の実施（林経研）

ア 合法木材の自主的モニタリングの実施体制の検討

合法木材推進活動を今後さらに拡大・発展させていくには、信頼性・透明性の確保・向上がこれまで以上に必要となる。このため、今後、合法木材認定団体及び認定事業者が自主的に信頼性・透明性の確保・向上に取り組むことを目的として、合法木材の自主的モニタリングの実施体制についての検討を行った。

この結果は平成 24 年度違法伐採対策・合法性証明木材推進専門委員会（平成 25 年 2 月開催）及び平成 24 年度違法伐採対策・合法木材普及推進委員会（平成 25 年 3 月開催）において了承された。

（ア）検討の経過

- ①平成 24 年 9 月に開催された認定団体研修で、信頼性・透明性の確保のため、今後は自主的モニタリングを実施せざるを得ない旨の説明を行い、下記の事項を提案した。
 - 年 1 回、認定団体が傘下の事業者に対し、書面による活動実態に関するアンケートを実施し、問題がある場合は是正を指導する。
 - 一定の抽出率で事業者を抽出し、現場確認をするとともにヒアリングを実施し、問題がある場合は是正を指導する。
 - 合法木材推進活動のヘッドクォータ（本部）を設立し、認定団体は上記の状況を含めた認定団体の活動状況をヘッドクォータに報告するとともに、そこが認定団体の活動についてチェックする。

- ②同年 1 1 月に上記案を全認定団体に発送し、意見を聴取した。回答 7 5 団体。
 - 自主的モニタリングの必要性は、回答団体の半数が必要性を認めた。
 - アンケートについては、案（年 1 回、事業者全員を対象）に対し、回答団体のうち
 - 「現状どおりで実施可能」は 1 0 %、「努力が必要」が 3 5 %、「抽出率 5 0 %なら可能」 5 %、「抽出率 3 0 %なら可能」 1 5 %、計 6 5 %で、その他が 3 5 %を占めた。
 - ヒアリングについては、全傘下事業者に対して「抽出率 3 0 %であれば可能」とした回答団体が約 1 0 %、「抽出率 2 0 %なら可能」が約 3 5 %、「抽出率 1 0 %なら可能」が約 2 0 %となった。

- ③出来るだけ認定団体の手間を省くため、合法木材を取り扱っていない事業者をモニタリングの対象から除外することを検討するため、平成 2 5 年 2 月に、平成 2 3 年度に合法木材の取り扱いのなかった事業者数の調査を

実施した。回答 65 団体。取扱実績報告を行った事業者数 4,933のうち「合法木材の取り扱いがなかった」とした事業者数は 1,533であり、認定事業者のうち、約 30%は合法木材を取り扱っていないと推測された。

(イ) 自主的モニタリングの実施体制案

①アンケート調査については、「不可能」とするもの及び「抽出率 30%以下なら可能」とするものが 35%あったことから、別途に単独で行うのではなく、認定団体が開催する事業者研修の際に、ガイドラインに沿って合法木材を取り扱っているかなど、活動実態についてのアンケートを実施する。

②ヒアリング調査

○団体によって傘下認定事業者数、認定事業者の立地範囲に大きな違いがあることから、認定事業者数によって抽出率を変えることも検討したが、規模によってヒアリング対象事業者数に逆転現象が生じるため、同一の抽出率を採用する。

○自主的モニタリングに関するアンケートにおいて、抽出率について回答を寄せた団体 67のうち 80%が「全事業体に対し抽出率 10%までなら可能」としていることから、ヒアリング抽出率を合法木材の取扱事業者の 10%とする。調査対象を全認定事業者ではなく、合法木材を取り扱った事業者とすることで、認定団体の負担は軽減されると思われる。

○従来のヒアリングは合法木材取扱いの実態把握を目的にしていたが、今後は「現場検査」として、事業者の分別管理、合法木材出荷時の証明(伝票、証明書)、書類整備・保管の状況を現場において確認し、ガイドラインを逸脱した行為があった場合には、認定団体は是正に向けての適切な措置を講じるものとする。

○次回のガイドライン改訂時には、認定団体に対しては現場検査の実施、事業者に対しては現場検査受入の義務化を規定する必要があると思われる。

○事業者研修においては、現場の日常活動において注意すべき事項についての指導・講習が必要になる。

○「現場検査」のほかに、JAS 検査、県産材認証の検査等で、認定事業者を訪問した際に、合法木材の取扱実態についても確認することが望ましい。

(ウ) 専門委員会における意見

- ①信頼性・透明性の確保・向上の必要性に鑑み自主的検査は必要である。
- ②全国団体のように認定事業者数が多く、また、地理的に対象範囲の広い場合には、検査に係る労力・経費の負担が大きくなることから、実施の際には何らかの対応が必要ではないか。
- ③アンケートの項目、現場検査での確認事項は統一する必要があるだろう。
- ④次回のガイドライン改定までは暫定期間とする必要があるだろう。
- ⑤ガイドラインに抽出率まで記載する必要はないのではないか。
- ⑥法律として定めるのではないため、「義務化」という言葉は強すぎないか。これに対しては林野庁より、『最低限、ここまでは行うべきである』との言い回しは必要であろう』との意見があった。

イ 認定団体ヒアリング調査

(ア) 調査の概要

認定団体の活動状況・評価と今後の活動状況の向上を目指して、認定団体を対象にヒアリングを実施した。対象は都道府県木連関係の7団体であった。

(イ) 調査結果

①事務局体制

認定団体の職員数は非常勤職員も含めて平均2.7名であり、合法木材関係の仕事を行っているのは平均1.7名となっている。ただし、この中には平成24年度末で退職する人数も含まれており、現段階では後任の採用予定がないところもあり、平成25年度の平均はさらに減少すると見られる。

②審査委員会

全ての団体で審査委員会は設置されているが、第三者委員を選任しているところは少ない。その理由としては「必要性を認めない」、「討議内容が専門的すぎる」、「委員選定、日程調整が煩雑になる」、「内部委員だけの方がやりやすい」などがある。開催方法としては申請件数が落ち着いていることから、回り持ちにしているところが増えている。

③認定事業者の活動状況の把握

他の用務で認定事業者を訪問した際に情報収集を行っているところが多い。ただし、認定期間に1度は訪問によるヒアリングを行うこととして、年間スケジュールを立て、実施しているところもある。

④立入検査

立入検査規定はほとんどのところで整備されている。しかし、立入検査実施の必要性を認めているところでも、人手不足で実施できないとしている。

⑤団体研修への参加

全木連が開催する団体研修には全ての団体から1～2名が毎年参加している。

⑥認定団体による認定事業者研修の開催

「全く開催したことがない」1団体、「発足当初に1回だけ開催した」ところ以外は、毎年もしくは数年に1度開催している。共催で開催したところが3団体あるが、共催相手は全て全森連、県森林整協連である。建設業界への普及を考えているところもある。

⑦情報公開

認定事業者名簿は合法ナビにおいて最新のものが掲載されているが、分別管理・文書管理方針書は非公開にしているところがある。

⑧未認定事業者への働きかけ

未認定事業者への積極的な働きかけはあまり行われていない。「現在の認定事業者以外は合法木材に関心がないので、積極的な働きかけは難しい」、「具体的なメリットがないため、積極的な働きかけはしていない」との意見がある一方、「今後は素材生産業者への勧誘を検討したい」との意見もある。

⑨行政機関、建築業界、DIYへの働きかけ

現状ではパンフレットやポスターの配布で終わっている。今後は建築士会に対し、研修会への参加を呼びかけたいとしているところもある。

⑩消費者への働きかけ

県の林業祭や住宅フェアでブースを設置し、PRしているところがあるが、「パンフレットは持ち帰るが、盛り上がるまでいかない」、「クイズ形式のアトラクションで関心を呼んだ」というように効果は一定しない。「イベント開催などもあろうが、どれだけ効果があるか疑問」としているところもある。

ウ 認定事業者ヒアリング調査

(ア) 調査の概要

合法木材供給事業者の活動状況の把握・評価、今後の活動水準の向上を目的として、合法木材供給認定事業者を対象にヒアリングを実施した。対象は29事業者（中央団体傘下事業者12、都道府県木連傘下事業者17）であった。

(イ) 調査結果

①調達方針と調達の状況

全体の70%が「全量合法木材とする」、20%が「出来るだけ合法木材にする」としているが、「要求のあったときだけ」としたのも10%あった。調達比率を見ると「全て合法木材」が40%、「80～99%」が35%となった。

②供給方針と供給の状況

「全量合法木材とする」としたものの60%、「出来るだけ合法木材にする」が15%であったが、「要求のあったときだけ」が20%となった。供給比率で見ると「全て合法木材」が30%、「80～99%」が35%となった。また、「40%以下」とするものが15%を占めている。

③調達相手先が認定事業者であることの確認

75%の事業者が調達に際し、相手が認定事業者であることを全て確認しており、25%が確認することが多いとしている。

④調達時における合法木材であることの確認

調達に際しての伝票や証明書による確認については、「確認することは少ない」とするものが35%、「全て確認する」、「確認することが多い」はそれぞれ30%であった。調達相手先が認定事業者であることが、当該取引の荷物についても、合法の証明になるかのように誤認されている。調達相手先が認定事業者であることと、当該荷物が合法木材であることの証明とは別問題であり、区分して考えなければならない。

⑤供給時における合法木材であることの明示

供給時における合法木材であることの明示については、70%の事業者が「明示しないことが多い」とし、「全て明示する」は25%である。ま

が「明示しないことが多い」とし、「全て明示する」は25%である。また、70%が「要求のあった時だけ、合法木材であることを記した伝票・証明書等を発行する」としている。「要求のいかんにかかわらず、発行している」のは15%にすぎない。

⑥分別管理の場所の設定と利用

分別管理の場所を「設定し、利用している」のは35%、「設定しているが、利用していない」は15%、「設定していない」は50%である。「設定しているが、利用していない」、「設定していない」としたものの中には、「取扱が全て（もしくはほとんど）合法木材なので、分別管理をする必要がない」というところも多い。また、流通業では、入荷トラック1台分ごとを1つのロットとして管理するので、特に場所を設定して分別管理をする必要はないとするところもある。

⑦分別管理・文書管理責任者の選任と公表

「ともに選任されているが、公表されていない」が60%、「ともに選任され、公表されている」が40%であるが、「ともに選任されていない」というところも若干ある。このようなところには早急な選任が望まれる。

⑧認定事業者研修会への参加

「常に参加」が55%、「時々参加」が20%だが、「参加したことがない」も15%を占める。これについては研修会への参加によって合法木材推進活動の意義や各種ルールについての知識を習得し、現場で活用されることが望まれる。

[巻末資料]

- 1 平成24年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の進め方について
..... 49
- 2 違法伐採対策合法証明木材等に関する国際セミナー2012 プログラム 52
- 3 合法性が証明された木材・木材製品の表示についての検討資料 54
 - 3－1 合法性が証明された木材・木材製品のラベリングについて
経緯と検討方向（案）平成24年10月 54
 - 3－2 合法性が証明された木材表示制度に関する対応方針について … 56

資料 1

平成 24 年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の 進め方について

1 趣旨

違法伐採問題に効果的に対応するため、平成 24 年度林野庁補助事業「地域材供給倍増事業費補助金」のうち「木材のトレーサビリティの確保事業」により、木材業界の違法伐採対策・合法木材普及推進事業を進めることとし、以下のとおり、①違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の開催、②需要者・消費者に対する普及啓発事業、③木材の合法性証明の信頼性向上事業を実施する。

2 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会等の開催

本事業の基本方針の作成や事業の実効性確保のため「違法伐採対策・合法木材普及推進委員会」を設置し、年 2 回程度開催する。メンバーは、学識経験者、木材業界、需要者側団体、環境 N G O 等による 10 名程度を構成員とする。
(別紙 1 構成員名簿)

木材製品の合法木材ラベリングを通じて消費者等に対する分かりやすい情報提供の他、信頼性向上のコンセンサスの方法などを検討するため専門委員会を開催する。メンバーは、学識経験者、木材業界、需要者側団体、環境 N G O 等による 15 名程度を構成員とする。

3 需要者・消費者に対する普及啓発事業

(1) 民間企業等を対象としたセミナーの開催、展示会への出展等の普及活動

①需要側企業に対する合法木材利用促進の働きかけ (FoE ジャパン)

企業（特に小売業を対象）の木材調達・販売方針などのなかに合法木材製品を位置づけるため、研究会、セミナー、相談会などに取り組みます。

【スケジュール】

企業（主に小売業など）とのダイアログ（7月から9月）

イベントの告知（HP、業界紙、ダイレクトメールなど）（7月から9月）

研究会、セミナーの実施（9月から1月）

②合法木材の利用定着のための活動（全木連）

地方における自治体、公共建築物の整備主体、建設業者、住宅メーカー、一般消費者などに合法木材の普及をはかるため、説明会、展示会、ダイレクトメールなどによる普及、PRなどに取り組みます。

【スケジュール】

地方の団体との意見調整（6－7月）

普及活動、説明会展示会の実施（7月から12月）

③大規模展示会等における普及

首都圏における環境物品・建築材料などの展示会（DIY ホームセンター、エコプロ展など）に合法木材をテーマとした出展をし、普及をはかります。

【スケジュール】

7月から12月準備

DIY ホームセンターショウ出展（8月下旬）

エコプロダクツ展出展（12月中旬）

（2）国内外の関係者を交えた国際セミナーの開催

産地国・主要消費国関係者に対して、合法木材の普及をはかるため、輸出国及び、我が国において、セミナーを実施するとともに、輸出材の合法木材証明制度の定着のため、関係者への普及を図ります。

【スケジュール】

第4回中国違法伐採対策セミナー開催（9月から11月の間）

違法伐採対策合法木材推進国際セミナー開催

（11月11日国際熱帯木材機関理事会との連携）

輸出材の関係者へPR資料を配付（9月から12月）

（3）合法木材に関する情報窓口の設置

①情報窓口の設置運営（全木連）

合法木材ナビが合法木材に関する供給システムの概要、詳細、調達窓口などあらゆる情報提供収集の中心窓口になるよう、ユーザーと連携、Q&A・最新情報の掲載につとめます。

【スケジュール】

質問窓口体制の整備（8－9月）

合法木材ナビの整備（7月から2月）

②合法木材の消費者等への幅広い普及方法の検討（全木連）

今までの実証事業等の結果を踏まえ、消費者等へわかりやすい情報提供など

普及方法の検討・運営を行います。

【スケジュール】

専門委員会による検討（8月から）

素案の検討意見募集（9月から12月）

実施（12月以降）

4 木材の合法性証明の信頼性向上

（1）団体・事業者を対象とした説明会の開催（全木連）

合法木材の供給事業者・同認定団体や企業独自の取組などガイドラインに基づく合法木材供給体制の信頼性を確保向上させるため、①供給事業者情報のデータベースとしての合法木材ナビ掲載情報を確立し、②認定団体等の体系的な研修の実施をします。

【スケジュール】

認定団体責任者研修（9月上旬）

認定団体情報公開度確認（8月から9月）

認定団体による事業者研修（8月から1月）

（2）証明のモニタリング等の実施（林業経済研究所）

合法木材供給認定事業者、同認定団体の協力の下、認定団体・認定事業者の活動状況を体系的に把握する。また、①認定団体自体の活動状況をガイドラインに照らして確認するとともに、②認定団体により認定事業者の活動を把握するための新しいモニタリングの体制と手法を検討し、モニタリングの体制整備に資すると共に、段階的改善に寄与します。

【スケジュール】

事前準備（モニタリング手順の確定）（7月から9月）

調査の実施（9月から12月）

取りまとめ（12月から2月）

資料 2

違法伐採対策合法証明木材等に関する国際セミナー2012 プログラム

○オープニングセッション(10.00-10.20)

主催者挨拶
林野庁挨拶

○第1部 関係者の報告 違法伐採対策に対する日本の取組(10.25-12.15)

コーディネータ 荒谷明日児 (林業経済研究所理事長)

時間	事項	関係者
10.25	基調報告(1) 我が国の違法伐採対策の進展	柱本修 (林野庁木材貿易対策室長)
10.45	基調報告(2) 違法伐採問題に対する日本の木材 業界団体認定制度の意義とグロー バルスタンダードの可能性	藤原敬 (全木連担当常務理事)
	合法性が証明された木材を供給する木材業界の取組報告	
11.00 -1200	北海道地域における合法木材供給 事業者認定への取り組み	高藤満 (北海道木連専務理事)
	日本の合板産業の合法性が証明さ れた木材への取組—現状と課題	川喜多進 (日合連専務理事)
	日本の木材輸入業者の違法伐採問 題と合法性が証明された木材への 取組	大橋泰啓 (輸入協会専務理事)
	合法性が証明された木材の需要者側の取組み	
	合法性が証明された木材を利用し た家具の供給体制と普及—現状と 課題	栗原英昭 (株式会社カリモク家具 技術グループ部長)
	住宅における合法性証明木材に利 用と課題—長期優良住宅普及の制 度をきっかけとした取組	佐藤耕一 (茨城・森から家 Net 事務 局長)
12.00	まとめ	荒谷明日児
1215	終了	

○第2部 国際的な視野から見た日本の合法性証明評価と課題(13.15-16.00)

コーディネータ 藤間剛 (森林総研国際研究推進室室長)

時間	事項	関係者
13.15	問題提起と議論の進め方	藤間剛 (森林総研)
13.25	パネルディスカッション (I) Goho-wood の評価に関するゲストのコメント	羅 信堅 (中国林業科学院 林業科技情報研究所 研究部 副研究員)、アグス・サルシト (インドネシア林業省第1地区担当林業発展管理局長)、アニー・ティン (サラワク木材協会シニアマネージャー)、アンドレ・デ・ベール (欧州木材貿易連盟、事務局長)、ジャメスン・フレンチ (米国広葉樹連盟、会長)
14.30	休憩	
14.45	パネルディスカッション (II) 違法伐採問題に対応する業界団体の活動のグローバルな可能性	+ 日本側柱本 (林野庁)、藤原 (全木連)、大橋 (輸入協会)、坂本 (フェアウッド・パートナーズ)
15.45	フロア討議 藤間座長まとめ	
16.00	終了	

資料 3-1

平成 24 年 10 月
全木連

平成 24 年度違法伐採対策・合法木材普及推進委員会専門委員会
合法性が証明された木材・木材製品のラベリングについて 経緯と検討方向（案）

1 趣旨

23 年度事業において、合法性等が証明された木材・木材製品について、木材の合法性等の表示にかかる実証事業を実施したが、その結果を踏まえ、合法性証明の表示に、仮に進める場合の課題・条件検討することとする。

2 経緯

平成 20 年 11 月	合法木材推進マークの表示推進 合法性が証明された木材の供給体制を PR するため、シンボルマークを作成し普及運用することとした。（ただし、「合法木材に貼付して使用することはできない」とされた）（証明の信頼性のさらなる検討など）
平成 23 年度	平成 23 年度 木材の合法性等の表示にかかる実証事業 「合法木材の一般消費者に対する普及拡大及び、建築関係事業者の効果的な資材調達や資材管理等に資するため、合法性等の表示を行うに当たっての手法及び課題を明らかにする。」
平成 24 年度	上記事業を踏まえて、専門委員会にて取扱を検討

3 木材の合法性等の表示にかかる実証事業結果概要 （略）

4 検討課題

- (1) 合法木材推進マークの役割と可能性
- (2) マークを製品に表示することの効果と留意点
- (3) マークを表示する問題点とその対応
 - ①信頼性への責任、②表示コストの問題、③他の表示事項との調整、④表示への誤解の対処、⑤その他

5 今後のスケジュール

- 10月 第1回専門委員会
- 11月 認定団体アンケート
- 12月 第2回表示を進める条件の案検討
(場合によってはメールでの意見交換)
- 1月 第3回専門委員会の取りまとめ委員会への提言

(第1回専門委員会での参考意見発表者)

福島県木材協同組合連合会	専務理事	宗形 芳明	参考人
三重県木材組合連合会	専務理事	伊藤 駿司	参考人
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会	専務理事	岩森 毅	委員
日本合板工業組合連合会	専務理事	川喜多 進	委員

資料 3-2

平成 25 年 2 月 22 日 全木連

合法性が証明された木材表示制度に関する対応方針について

1 経緯

23 年度事業において、合法性等が証明された木材・木材製品について、木材の合法性等の表示にかかる実証事業を実施したが、その結果を踏まえ、合法性証明の表示に関する課題と問題点を検討するとし、①認定団体に対するアンケート(12 月)、②アンケート結果を踏まえた取りまとめ案専門委員会の意見募集をしてきた。

2 合法木材の表示に関するアンケート（認定団体）の結果（資料 3-2 付）

回答数 86

(1) 「合法木材であること木材に表示する制度を作ること」の賛否

賛成の数がやや多い。一部に是非やって欲しい団体がある(コンパネをグリーン購入法で位置付ける場合、「合法木材製品の現物を施工現場で確認できることが望ましい」という強い意見がある(消費者に対する普及でなく業界同士の関係)。しかしながら、4 割近くが反対。表示コストの問題(多くの会員にメリットが及ばない)、信頼性の確保が前提(現行システムの実施状況への不安) 2 割

(2) 表示制度のありかた

統一したマークを使用し、各団体に共通の一定の基準を団体間の合意あるいはガイドラインとしておくべきで、認定供給事業者ならだれでも表示できる、全体で普及をする、というのが多数意見

3 取りまとめ案と意見

表示制度の可否、認定団体の役割、制度作成の検討事項などに関する対応方針案を示し、意見をいただいた。検討を進めることには大方同意。

4 検討事項（別紙参照）

(1) 「合法木材」であることを製品に表示する「制度」を作ることの是非

任意に事業者が表示すること、団体が制度化することの是非
一定の制度つくることの意義

(2) 責任の体制と認定団体の役割

責任を持てる体制の中心は認定団体
全体の信頼性を担保する現在と将来の在り方

(3) 表示する場合の手続き

- ①表示事業者の認定
- ②クレーム処理
- ③対外的な広報

(別紙)

合法性が証明された木材表示制度に関する 対応方針（検討事項）

1 「合法木材」であることを製品に表示すること、「制度」を作ることの是非

(1) 木材に合法性を表示することの意義と問題点

- 消費者に合法木材の証明制度・製品の普及（消費者への普及）
- 工事施工現場での判別に資する（BtoB のサービス）
- ×コストがかかり事業者全員が対応できない
- ×消費者への認知拡大で説明責任が拡大
 - ①「表示がない木材は違法か」
 - ②合法の範囲（品質にかかる法令を担保したのではない）
 - ③証明方法（林野庁ガイドラインに基づき、直前の供給者に合法性を確認し分別管理をしているもの。表示した事業者がその製品の合法性をどこまで責任もてるのか（表示者が川上すべての責任をもてない）
- ×信頼性への責任が拡大（景表法の優良誤認表示の対象となる（上記消費者への普及の場合¹⁾）

合法木材の表示の種類

	消費者への普及	BtoB のサービス
事例	消費者に対するシステムと製品の普及のためのマークの表示	工事施工現場でのコンクリートパネルの判別に必要な表示
マーク	統一のシンボルマークが有効	合法木材が記載されていればよい
景表法との関係	消費者向けなので直接該当	消費者向けでないので間接的

1 不当景品類及び不当表示防止法

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

- (2) 任意に事業者が表示することは是非
一部の合板には合法木材であることの記載
木材表示推進協議会で合法木材を示すLマーク運用
- (3) 木材表示を制度化することの是非、一定の制度つくることの意義
(制度化とは)
①林野庁ガイドラインで表示の条件を記載、②団体間の合意によるガイドラインを作成し団体側は遵守を誓約、③専門委員会により事業者が表示する場合の望ましい団体の手続きを「留意事項」として示し、団体側の遵守を期待、など
(制度化の意義)
一つの問題点がその事業者・団体だけでなく全体に波及する可能性があり、それを回避すること(統一マークかどうかで意味が違ってくる)。
ガイドラインでは、表示者が川上全体に責任が持てない状態で、それを一定程度担保する仕組み

2 責任の体制と認定団体の役割、制度のあり方

- (1) 責任を持てる体制の中心は認定団体
「合法性が証明されたものである」ということの責任は事業者、そして認定した団体。
制度をつくるか作らないかは別にして、林野庁ガイドラインを根拠に合法性証明をしてそれを根拠に表示をする限り、事業者の責任と認定した団体の責任はかわらない。
- (2) 全体の信頼性を担保する現在と将来の在り方
信頼性の確保の水準との関係でモニタリングの実施状況と関連
統一マークの運用とそうでない場合(消費者への訴求とBtoBのサービス)とでは、共通の基準の意味が違う
当面、専門委員会の留意事項、将来統一マークを含む団体間のコンセンサスガイドラインを目指す

3 合法木材を製品に表示する場合の留意事項

- (1) 表示事業者の認定

「供給事業者なら表示ができる」でよいか
表示の際に団体の認定を要求するのは、信頼性確保のステップの契機となり、合法木材供給認定事業者の中から製品に表示する場合、一定の条件で認定団体により表示事業者として認定することとする。

- ①供給事業者としての認定時に認定要件で実施状況が一定の条件でモニタリングされていること
- ②合法木材の過去の生産量が一定の量以上であること
- ③原料の由来に関する情報が確認されること

(2) クレーム処理

- ①合法性が表示された木材製品の合法性に関する疑義など、関連するクレームの受付について認定団体に窓口が明示されていること
- ②クレーム処理が迅速に図られるよう、受け付けられたクレームに関する認定団体の調査への事業者の協力を求める他、内部の処理手続きを明確にしておくこと

(3) 対外的な説明・広報

- ①担保する範囲（品質に関するものでないことなど）
- ②合法性の確認の方法
 - ア 証明書の連鎖である（表示事業者自身が山まで確認しているものではない。）「林野庁のガイドラインに基づき合法性が証明された木材のみを使って製造した製品です」（山までの合法性をすべてチェックしているものではありません）合法性に疑義のある場合は御連絡下さい。
 - イ 表示されていない商品に問題があるわけでない、など

合法木材の表示に関するアンケート結果

問1 合法木材の表示制度の可否について

A	合法木材を木材に表示する制度を作ることに賛成	47
a	希望する事業者が一定の信頼性をもった表示をできるようにしたらよい	16
b	話題性もあり合法木材に普及のためになる	7
c	表示の信頼性に関わるので一定のルールが必要である	31
d	その他	4
B	合法木材を木材に表示する制度をつくることに反対	33
a	合法木材の信頼性や透明性をさらに向上させてから導入すべき	14
b	表示に要するコストと手間が大半の事業者では負担出来ない	25
c	特段の制度は必要なく、各自が好きなように表示をすればよい	4
d	その他	4

問2 合法木材の表示制度を作る場合そのあり方について

(1) 制度の実施主体

A	認定団体が独自の基準をつくり表示する事業者独自に認定する	4
B	各団体に共通の一定の基準を団体間で合意しその基準にそって実施すべき	29
C	団体の基準に基づき事業者を認定するが共通のガイドラインを作成しておく	22
D	わからない	2

(2) 表示事業者の条件

A	団体認定された供給事業者であれば表示することができる	23
B	表示事業者が供給事業者としての団体認定時の要件を履行しているかモニタリングが必要	17
C	原料調達先の公表など、信頼性を確保するため、供給事業者としての認定時より厳しい条件が必要	11
D	わからない	3

(3) 表示内容（合法木材推進マークの使用）

A	表示のために統一したマークを使用するためには団体間で合意した共通の一定のルール化が必要なので、とりあえずマークは使用せず「この製品は合法木材です」といったような「名称の使用」で出発する	11
B	統一したマークを使用しないと合法木材の消費者などへの普及上問題があるので、マークを使用することを前提とした表示制度が必要である	38
C	わからない	5

問3 普及のための活動

A	合法木材表示制度のPRを表示事業者と認定した団体が実施する	4
B	全木連、認定団体全体で普及のための表示制度PR活動を実施する	46
C	わからない	7

回答数		86
-----	--	----

平成 24 年度

違法伐採対策・合法木材普及推進事業

関係報告書一覧

- 1 平成 24 年度合法木材証明のモニタリング等に関する報告書
(林業経済研究所)
- 2 平成 24 年度需要側企業に対する合法木材利用促進の普及
事業報告書 (FoE Japan)

林野庁補助事業

平成 24 年度
違法伐採対策・合法木材普及推進事業
総括報告書

2013年（平成 25 年） 3 月

社団法人全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F
TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226
URL : <http://www.zenmoku.jp>

財団法人林業経済研究所
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-12-6 高関ビル 3A
TEL : 03-6379-5015 FAX : 03-6379-3210
URL : <http://www.rinkeiken.org>

国際環境 NGO FoE Japan
〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-22-203
TEL : 03-6907-7217 FAX : 03-6907-7219
URL : <http://www.foejapan.org>